

日本の排出量取引制度整備の動向（下）

－ 諸外国における排出量取引制度の導入状況・裁判例とともに －

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 5 月 23 日号

執筆者:

富松 由希子

y.tomimatsu@nishimura.com

角田 宗信

h.tsunoda@nishimura.com

横瀬 雄太郎

y.yokose@nishimura.com

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

村本 静

s.muramoto@nishimura.com

1. はじめに

日本における排出量取引制度整備の動向について、前号（上）の[独禁/通商・経済安全保障ニュースレター 2025 年 5 月 8 日号](#)で、GX 推進法改正案の概要を簡単に解説した上で、諸外国における排出量取引制度の導入状況について整理しました。本号（下）では、諸外国におけるこれまでの制度運用の経験を振り返る趣旨で、排出量取引制度を巡る諸外国の裁判例等を紹介します。

諸外国における裁判例等としては、事業者が、政府側を相手方として、排出枠の無償割当てに関して、その公平性等を争って訴訟を提起した事例が典型的に多く存在するところです。また、排出量取引制度の下で、排出枠（allowance）という概念が新たに導入・創設されますが、この排出枠の法的性質について論じられた事例が存在します。グローバルに事業を展開する日本企業は、こうした裁判例等も念頭に、日本をはじめ世界における排出量取引制度の潮流を捉えつつ、国内外でのビジネスを行っていくことが求められています。

2. 諸外国における排出量取引制度に関する裁判例等

(1) EU

これまで EU-ETS に関して提起された EU 域内の訴訟には、無償で割り当てられる排出枠の量や、割当ての方法等を巡る紛争が典型的に多く存在します。例えば、事業者が、政府が無償割当ての対象範囲を検討するに当たって考慮・評価した製造工程・能力や、ベンチマーク設定の政府の考え方の適否等を争っています¹。

排出枠の無償割当てそれ自体を巡る紛争以外では、無償割当てをされた排出枠に対する課税が EU-ETS の

¹ なお、このような排出枠の無償割当てを巡る紛争の多くは、加盟国の国内裁判所から欧州司法裁判所へ先行判決（欧州連合の機能に関する条約 267 条に規定する Preliminary Rulings を指します。予備判決、先行評決などと和訳される例もあります。）を求める形をとります。これは、EU-ETS 指令が加盟国の実施法を要する法形式のものであり、加盟国がそれぞれ実施法を制定しているところ、加盟国の実施法が EU-ETS 指令の趣旨に反しているか否かという形で争われることが多いためであると考えられます。

趣旨目的に反するのではないかと、この点が争われた事案も存在します（*PPC Power a.s. v. Finančné riaditeľstvo Slovenskej republiky*, 2018 年）。当該事案では、無償割当てされた排出枠自体に課税をすることは、無償で割り当てることによって事業者に付与しようとしていたインセンティブを大きく減殺させるものであり、排出枠取引の効率性・経済性を阻害するものであるなどとして、EU-ETS 指令の趣旨と適合せず、EU 法に反し無効であるとの判断がされています。

これらのほか、排出枠の法的性質に関して論じられた事例として、2017 年の欧州司法裁判所による先行判決（*ArcelorMittal Rodange et Schifflange SA v. State of the Grand Duchy of Luxembourg*, 2017 年）が挙げられます。当該事例においては、既に運転が停止していた施設を対象に発行された排出枠について、政府が事業者に対して補償なしで当該排出枠の償却を求めることを認めるルクセンブルクの国内規定は EU-ETS 指令に反しないと判断されました。政府から一度割り当てられた排出枠について、排出量取引制度の制度趣旨を踏まえた上で、これを事後的に補償なしで償却することは適法である旨の判断がされている点は注目に値します。

(2) 韓国

K-ETS については、第 1 計画期間における無償割当てに関し、事業者から、政府側に対して、多数の異議申立て、訴訟が提起されました。これは、政府が排出枠の割当総量（キャップ）を設定するに当たって、想定される活動量の増加や設備投資を踏まえた排出量の予想を、産業界の主張に反し、厳格に設定したことが原因と分析されています²。

このような事業者から政府側に対する訴訟には、例えば、個別の事業者による排出枠割当ての申請に対する拒否処分の適法性が争われているものがあります。個別の排出枠割当ての前提となる将来の排出量見通しや国全体における排出権割当計画の合理性について検討された事例のほか、事業者が、政府側の手続上の瑕疵（法令に則った理由提示、事前告知、意見聴取の有無等）を理由に排出枠の割当拒否処分の違法性を主張した事例も存在します。

(3) 米国

米国・カリフォルニア州の排出量取引制度（Cap and Trade Program）に関して、原告が、排出枠の有償オークションによって得られる収入は租税に該当し、課税につき議会における所要の手続を要件とする州法に反するなど主張した 2017 年の裁判例（*California Chamber of Commerce v. California Air Resources Board*, 2017 年）において、排出枠の法的性質について論じられています。当該事例では、カリフォルニア州の排出量取引制度に係る規則において、排出枠は財産又は財産権を構成しない旨が明記されている一方で、当該規定は、排出枠の保有者が財産権の公的侵害に関して州に請求することを排除する趣旨の規定であるとされ、排出枠は私法上の財産権（private property）であり、よって、事業者は対価として特定の価値のあるものを受領しているとして、排出枠の有償オークションによる収入は租税には該当しないという判断がされている点は注目に値します。

² GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会 第 2 回 資料 4 <https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_04_00.pdf> 9 頁

(4) 投資家対国の仲裁（カナダの事例）

排出枠の法的性質については、各国・地域における裁判のほか、国際投資仲裁³においても争点となっています。カナダ・オンタリオ州が政治的理由により排出量取引制度を廃止した際に、未使用の排出枠の補償を行わなかったことに関して、排出枠を保有する米国事業者がカナダ政府を相手方に投資仲裁を申し立てた事案（*Koch Industries, Inc. and Koch Supply & Trading, LP v. Canada*、2024 年）が存在します⁴。排出枠についてはカナダ法において国内財産権を認定するために必要な「排他的支配」の属性を有さないことから、財産権ではないという趣旨の判断がされています。

<i>Koch Industries, Inc. and Koch Supply & Trading, LP v. Canada</i>	
事案の概要	・ カナダ・オンタリオ州では、2017 年に排出量取引制度が開始されていたが、2018 年、オンタリオ州政権交代の直後、新首相がオンタリオ州の排出量取引制度の中止を発表した。 ・ これに伴い、米国・カリフォルニア州及びカナダ・ケベック州それぞれの排出量取引制度との連携が解除され、その後、オンタリオ州法に基づき、未使用の排出枠に対する補償は行われないことが決定された。 ・ 申立人は、オンタリオ州に対して補償金申請を行ったが却下されたことから、北米における国際協定である NAFTA（North American Free Trade Agreement）及び USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）に基づき、カナダ政府を相手方として投資仲裁を申し立てた。
判断のポイント	・ NAFTA には「財産」の明確な定義がないため、NAFTA の趣旨及び目的に照らして当該「財産」の内容を検討する前に、カナダの国内法における「財産」の定義を認定しなければならない。 ・ 「排他的支配」の要素は、カナダ・オンタリオ州のコモン・ローの下で財産権を認定するために不可欠な属性であるところ、排出枠は当該属性を有さず、カナダの国内法上の財産権であるとする証拠はない。

3. おわりに

本号では、排出枠の法的性質に関する諸外国の裁判例等をいくつかご紹介しました。これらの事例においては、排出枠は、「政策目的のために技術的、人為的に設定されるもの」であり、「将来の社会変動に応じて変更されることを織り込んでいう性質」がある⁵という理解に親和的な判断がされているように思われます。前号で述べたように、日本の排出量取引制度の今後の運用や変更に当たっては、諸外国におけるこれまでの経験が参照されるものと思われるところ、本号で紹介したような諸外国の裁判例等における法的

³ 投資協定や経済連携協定において規定される手続きに基づき、投資家と投資受入国との間で発生した紛争を、国際仲裁を通じて解決するもの。

⁴ 富松由希子「投資協定仲裁判断例研究（172）排出枠は投資受入国内法上の財産ではなく NAFTA で保護される投資ではないとして管轄権を否定した事例」JCA ジャーナル 71 巻 12 号（2024）40 頁

⁵ G X 実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書<<https://www.env.go.jp/content/000274756.pdf>>14-15 頁

評価が参照される可能性もあるところです。

前号及び本号において、諸外国における制度の導入状況・裁判例等とともに排出量取引制度について概観しました。今回ご紹介した裁判例等は、排出量取引制度をめぐる事案の一例にすぎません。今後、日本においても本格稼働することとなる排出量取引制度を含め、世界における排出量取引制度に対応していくためには、先行する諸外国の制度動向や裁判例等を的確に理解し、適時にフォローしていくことが有益であると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com